

第7章 主な届出・在留資格

1 住民基本台帳

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号)が施行され、2012年7月9日(施行日)から、外国人の方も住民基本台帳制度の適用対象となりました。これにより、外国人の方にもお住まいの市区町において「住民票」が作成されることとなっています。

◇◇住民基本台帳制度の適用対象者◇◇

基本的な考え方としては、観光などの短期滞在者等を除いた、適法に3か月を超えて在留する外国人が対象者となり、次の4つに区分されます。

A	<p>中長期在留者(在留カード交付対象者)</p> <p>在留資格をもって在留する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された人や「短期滞在」、「外交」・「公用」やそれに準ずる人以外の人。</p> <p>上陸許可・在留資格変更許可・在留資格更新許可等に伴い在留カードが交付されます。</p>
B	<p>特別永住者</p> <p>入管特例法により定められている特別永住者。</p> <p>特別永住者証明書が交付されます。</p>
C	<p>一時庇護許可者又は仮滞在許可者</p> <p>船舶等に乗っている外国人で、難民に該当する可能性があるとして判断されて上陸の許可を受けた人(一時庇護許可者)や、在留資格未取得外国人が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に日本に滞在することを許可された人(仮滞在許可者)。</p> <p>一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付されます。</p>
D	<p>出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者</p> <p>出生又は日本国籍の喪失等により日本に在留することとなった外国人。</p> <p>当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留することができます。</p>

詳細については、下記の総務省のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html

問い合わせ先

市区町役場